



この広報誌は、共同募金の助成金を活用し発行しております。

第4号

令和2年7月



耳より info

みんなの福祉をみんなの手で みんなの優しさを福祉に映して。秋田の福祉を大切に守り、育てます。

編集と発行 / 社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 TEL 862-7445 FAX 863-6068

◎ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/> 〒010-0976 秋田市八橋南 1-8-2



新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付について

新型コロナウイルスの影響により私たちの生活様式も一変し、休業や収入が減った世帯は計り知れません。今回の耳よりインフォメーションは、こうした世帯に対し生活資金を支援する特例貸付について特集します。受付開始から2カ月で約38万8000件（注1）これは全国で特例貸付の申請を受けた件数です。この数字は既に、リーマン・ショックや東日本大震災があった2009～2011年の3年間を超えたとされています。秋田市社会福祉協議会でも秋田市の生活福祉資金（特例貸付）の申請窓口となっていることから、緊急事態宣言以降、様々な職種の方々から「先行きが不安」、「店から〇日から当面、落ち着くまで休業を言われた」、「客が来なくて店を閉めた」、「子どもの学校が休校となり、仕事を休まざるをえなくなった」、「就職予定だったが採用を白紙にされた」、「給与が満額振り込まれない」など様々な理由での相談や申請手続きが後を絶ちません。

こうした方々に対して生活福祉資金（特例貸付）は、

一時的な生計維持のために、上限額20万円を貸付とする**緊急小口資金**とさらに生活費が必要な場合や失業などの理由で生活費維持のために、上限額20万円（単身15万円）を原則3カ月以内、貸付する**総合支援資金**があります。

現在は、緊急小口資金の申込み件数は落ち着きを見せてはいるが、総合支援資金への申込み増加が見込まれます。

（注1）全国社会福祉協議会調べ特例貸付申請件数（令和2年3月25日～5月30日まで）

○申請件数 約38万8000件（緊急小口資金 約33万5000件、総合支援資金 約5万3000件）

※従来の申込みをはるかに超えている他、09～11年度の3年間でも約20万5000件であった。

秋田市社会福祉協議会では、令和2年3月25日から生活福祉資金（特例貸付）に係る、相談・申請受付を行っています。

○特例貸付申請件数（令和2年6月30日現在）

緊急小口資金	592件
総合支援資金	62件
重複申込み	56件



秋田市社会福祉協議会ではアクリルパーテーションを使用しております。

生活福祉資金の特例貸付

緊急小口資金（主に休業された方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になっても対象となります。 ※運転資金、設備資金は、貸付対象外です。

貸付上限額

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします。

- ア. 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき。
- イ. 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ. 世帯員が4人以上いるとき。
- エ. 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- オ. 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- カ. 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- キ. 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合。

据置期間 / 償還期限

1年以内 / 2年以内

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方はきめ細かく配慮します。

貸付利子・保証人

無利子・不要

総合支援資金（主に失業された方等向け）

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により、日常生活が困難となっている世帯に対して、生活再建までに必要な生活費用を貸付いたします。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になっても対象となります。 ※運転資金、設備資金は、貸付対象外です。

貸付上限額

- ・（2人以上世帯）月20万円以内
 - ・（単身世帯）月15万円以内
- 貸付期間：原則3カ月以内

据置期間 / 償還期限

1年以内 / 10年以内

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方はきめ細かく配慮します。

貸付利子・保証人

無利子・不要



本会以外での申し込み【緊急小口資金（特例）のみ】

○東北労働金庫 <https://www.tohoku-rokin.or.jp/>
郵送のみでの受付

○郵便局 <https://www.post.japanpost.jp/>

※秋田市内は秋田中央郵便局、土崎郵便局のみで受付
窓口のみでの受付 時間 平日 9:00-16:00

本会窓口への相談・申込み

不要の待ち時間を作らないことや、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、予約制で受付させていただきます。また、本会への郵送での申込みも可能です。詳しくは、右にあるQRコードから特例貸付のページで確認することができます。

秋田市老人福祉センター1F 秋田市社会福祉協議会 貸付担当 TEL 018-838-6477

